

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和7年3月10日(月)午後1時30分から午後2時45分
場所 富山県民会館509号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、坂田博美、鷺北英司、濱田清人、
荻野洋一、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、塩谷俊之、
河合雅司

(欠席委員：大浦清和、森本太郎)

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

三國嘉彦、鷺北英司

6 県職員

飯田副主幹、加藤主任、野原技師

7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

8 付議事項(議題)

(1) 知事管理漁獲可能量の設定について(するめいか、ぶり)(諮問)

県水産漁港課の加藤主任から、資料1により、令和7年3月10日付け
水漁第789号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定につい
て」説明された。

今般、令和7管理年度における「するめいか」及び「ぶり」の本県の漁
獲可能量(TAC)について、令和7年2月17日付け6水管第3388号をも
って国から通知された。今回、「するめいか」は数量明示により700トン
が配分された。「ぶり」は令和7管理年度からTAC魚種に指定されること
となった。ステップアップ管理により段階的にTAC管理への移行が行われ、
令和7管理年度はステップ1として、TAC報告の義務化等が実施される。
ステップ1では国がTAC数量を一括管理することから、配分は全体数量で
ある101,000トンの内数として示された。

今後のスケジュールについては、本日諮問をして、その後農林水産大臣へ承認申請を行い、承認が得られれば、設定、告示となる。諮問文を資料として添付した。

上野委員：スルメイカの富山県の漁獲可能量 700 トンについて、どのように県内の漁協ごとに割り振って管理するのか？

加藤主任：細かく分けることはせずに、県全体で一括して管理することを考えている。

網谷会長：先月水産庁の会議に出席した際に担当者とも話をしたが、富山県の定置漁業の方から、今回の配分量に了解いただいたことに感謝しておられ、定置網の漁獲量が多くなっても、定置網の漁業者の方には迷惑を掛けないようにしたいとの話を直接お聞きした。自分としては、心配する状況ではないのかなと思っている。

三国会長代理：700 トンで定置関係者が納得したと言われるが、他県のイカ釣り漁業や遊漁船は規制がない状態となっており、氷見沖に来てスルメイカを釣り上げている。遊漁船等による漁獲量が、試算により 700 トン程度に積みあがると見積もられている。そのような状況下で、国から数量を 700 トンと示され、先ほど、定置漁業者が 700 トンの漁獲枠で了解した話が出たが、私は納得がいかない。留保枠で増枠してもらわないと、とてもやって行けない。マグロと異なりスルメイカは小さいため、他の漁獲物から選り分けて放流するのはさらに困難である。このことを求められると、漁に出るなどと言われることに等しい。

網谷会長：スルメイカは多いときに 1400 トンの漁獲があり、不透明な部分があることから大丈夫か水産庁の担当者へ聞いたところ、迷惑は掛けないようにしたいとのことであった。県と国とはどのような話となっているのか？

飯田副主幹：TAC の決め方としては、国の資源量の調査結果に基づき漁獲可能量が今回 19,200 トンとして示されたが、近年の漁獲実績によりそれぞれの配分量が示され、富山県は 700 トンとなった。そのような中、遊漁等で採捕に規制がないことに納得がいかない点については理解できる。県の定置漁業に制限が実際に掛かるようなことになれば、地域経済を含め、影響が大きくなる可能性があることから、制限が掛からないようする必要がある。したがって、漁獲が積みあがった際には、当初枠に、国の留保枠から追加で配分してもらう対応としていただきたいということで、先日、知事から農林水産副大臣へ要望もしてもらったところである。国からも、前向きな対応としたいとの回答を聞いている。枠の一定割合が消化されれば、自動で追加配分されるルールや、加入が良好と判断できれば漁獲枠を増やすことなどが現在検討されており、3月18日の水産政策審議会で確定する予定と聞いている。一方で、遊漁や他県からの漁業の規制については、国の方でも検討いただくようお願いすることや、他県での状況についても情報収集したいと考えている。

三国会長代理：留保枠が 6700 トンあることから、留保枠から追加配分が確実になされるよう、県の方から国へ伝えて実行していただきたい。

網谷会長：現状では大丈夫だと思うが、過去に 1400 トンの漁獲があったことから心配な部分があるが、国の担当者の反応からすると、大丈夫ではないかと思っている。全国会議等に際して、水産庁には今後も働きかけをして行きたい。

鷺北委員：国では TAC 魚種を拡大しているが、定置網で資源保護のための漁獲抑制を行うのは不可能に近い。TAC は定置漁業が生き残っていけない政策であり、持続可能とは言えないものである。特に気になるのは、TAC のもととなる資源量推定の正確性に疑問があることと、資源の減少要因が日本の漁業の漁獲圧だけによるのか疑問がある。他国の漁業の影響もあるのではないかと思う。定置漁業において、真剣に資源管理に取り組むところほど、つぶれてしまうのではないかと思う。

高松委員：ブリの TAC について、統計上はブリ類となっている。ステップ 1 では、まずは漁獲量の報告が求められるが、データの取り扱いはどのようになるのか？

飯田副主幹：統計上はカンパチ等を含むブリ類として扱われているが、これからはブリのみの漁獲量で報告していく。

上野委員：クロマグロの資源量が増加してきたが、クロマグロはスルメイカを捕食する。クロマグロの増加がスルメイカ資源に与える影響調査はどうか？

網谷会長：その点について、影響調査を実施するように、石川県から国へ要望が出されている。

県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(2) 富山県資源管理方針の変更について（諮問）

県水産漁港課の野原技師から、資料 2 により、「富山県資源管理方針の変更について」諮問された。

県では、漁業法第 14 条に基づき、国が定める「資源管理基本方針」に即した「富山県資源管理方針」を定めているが、ブリが TAC 魚種に指定されることにより、ブリの資源管理の方向性を別紙 3 から別紙 1 へ移行させる必要がある。また、スルメイカが数量明示となったことにより、書き振りを改める必要がある。漁業法第 14 条第 4 項に基づき、「富山県資源管理方針の変更」について、海区漁業調整委員会への諮問を行うもの。なお、変更（案）については水産庁による事前確認済みである。

別紙 1 に特定水産資源（TAC 魚種）毎の具体的な資源管理方針が示されているが、今回、スルメイカの記載内容が数量明示に即したものに変更となり、新たにブリが追加された。一方で、別紙 3 には特定水産資源以外の具体的な資源管理方針が記載されており、今回ブリが削除された。

今後のスケジュールについては、本日諮問をして、その後農林水産大臣へ承認申請を行い、承認が得られれば、3月中に告示となる。ただし、ブリに関する方針の施行日は7月1日からと記載する予定である。諮問文を資料として添付した。

委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定について（くろまぐろ）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料3により、令和7年3月10日付け水漁第790号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について」説明された。

くろまぐろの漁獲可能量について、中西部太平洋くろまぐろ類委員会の合意に基づき令和7管理年度における国の小型魚及び大型魚の漁獲可能量が増枠されたことに伴い、都道府県別漁獲可能量が増枠された。本県の令和7管理年度、令和7年4月1日から令和8年3月31日の当初配分は、令和7年1月9日付け6水管第2941号をもって国から通知された。本配分に基づき、知事管理漁獲可能量を定めることについて、別紙案のとおり海区漁業調整委員会に諮問する。

小型魚の漁獲枠は110.8トンとし、各区分に令和6管理年度当初配分×1.12を配分した。大型魚の漁獲枠は30.5トンとし、各区分に令和6管理年度当初配分×1.68を配分するとともに、「その他漁業協同組合」の区分内において、漁船漁業の漁獲枠として新たに3トンとその調整用に2トンを設けた。県内の当初配分は、漁協への浜回りでのご意見を踏まえ、令和6管理年度当初配分、すなわち管理開始前の漁獲実績等に基づく配分を基準に行いたいと考えている。

大型魚における漁船漁業の漁獲枠の運用については、漁船漁業による大型魚の漁獲枠を「その他漁協」の区分の中に設け、「その他漁協（定置漁業）」との内訳を定めた。また、漁船漁業の漁獲枠3トン以外に、調整用として2トンを確認するが、県内の消化率を上げる観点から、漁船漁業の漁獲期間を定め、期間の終わりに残った漁船漁業の枠及び調整用の枠は、当初配分の割合で定置漁業の区分、具体的には氷見漁協、新湊漁協、その他漁業に再配分する運用を予定している。漁船漁業の漁獲期間は、遊漁での富山湾を含む海域の漁獲実績が6～8月であることを参考に4月～10月とし、例年定置漁業では12月以降に漁獲が増加することを踏まえ、再配分時期は11月を予定している。

今後のスケジュールについては、本日諮問をして、委員会で承認いただければ、その後農林水産大臣へ承認申請を行いたい。諮問文を資料として添付した。

網谷会長：遊漁の漁獲実績を参考に、漁船漁業の漁獲期間が4月から10月となっているが、現在、漁船漁業で大型魚を漁獲している実績はあるのか？

加藤主任：漁船漁業による大型魚の漁獲枠は現在設けられていないこと

から、実績はない。

網谷会長：遊漁の漁獲実績を参考にする意味は？

加藤主任：遊漁では大型魚を対象としていることから、同じ海域であり参考とした。

網谷会長：本県におけるクロマグロの承認漁業の件数はどのくらいか？

加藤主任：170件である。

網谷課長：富山県は定置漁業がメインなので、大型魚は釣らないというのも良いのかなと思うが。

加藤主任：漁船漁業に大型魚の漁獲枠を設けた理由としては、漁船漁業の方々からの要望があったことと、今回、増枠になったという点を踏まえた対応である。

網谷会長：今後の漁船漁業による漁獲の見通しはどうか？少数の漁業者に偏ることもあるのでは？

加藤主任：今後状況を注視し、運用についても検討してまいりたい。

他に委員からの意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(4) 定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止に係る委員会指示について（協議）

県水産漁港課の加藤主任から、資料4により、「定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止について」説明があった。

これまで、定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止に係る委員会指示案について検討いただいていたが、今回、本指示の発出について、富山海区漁業調整委員会に協議するものである。

具体的な内容は、富山県の地先海面において、定置漁業に用いる漁具を利用して船を固定する等の漁具に接触する遊漁の禁止について、指示いただきたい。指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとしている。

協議理由は、一点目として、定置網の周辺における船からの遊漁について、漁具の破損や漁具に残された釣り針により漁業者が怪我をする等、定置漁業の操業に支障を及ぼす事案が発生していた。この点については、令和5年度にアンケート調査を実施して確認している。また、富山県漁業調整規則では、定置網の保護区域において定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、魚道の遮断や魚群の散逸する行為を禁止しているが、これらについて、当該行為として確認することが難しい状況であった。三点目として、このことから、定置漁業に用いる漁具を利用して船を固定する等の漁具に接触する遊漁について、富山海区漁業調整委員会指示において禁止することを検討した。

指示の内容としては、富山県の地先海面において、定置漁業に用いる漁具、かき網、身網、ロープ、浮き玉その他敷設している漁具、を利用して船を固定する等の漁具に接触して遊漁、水産動植物を採捕する行為をいう、をしてはならない、としている。指示の有効期間は、先に説明した通り。

なお、本指示について令和6年12月に意見公募を行ったところ意見はなかった。案のとおり、委員会指示を発出したい。

鷺北委員：今回の委員会指示は、定置漁業に用いる漁具に接触して行う遊漁を禁止するもので評価するが、定置網の保護区域に入らないように呼び掛ける文言を入れることはできないのか？

飯田副主幹：定置網の保護区域に入ってはいけないということを委員会指示に盛り込むことはできない。一方、これまでの議論の中で、定置網の漁具が破損したり、漁業者の皆さんが怪我をしたり、大変困っていることは理解しているので、遊漁者向けに作成するチラシにおいて、定置網に近づかないで下さい、といったような内容を盛り込みたい。

高松委員：海の中にはロープもありますよといったことも、周知してもらいたい。

荻野委員：委員会指示には有効期間が示されているが、チラシにも明記するのか？

飯田副主幹：委員会指示は、今後、継続的に発出する可能性があり、後々のことも考え、チラシには有効期間は明記しない予定。

荻野委員：今後、毎年、協議の上、委員会指示を発出することになるのか？

飯田副主幹：取締船による状況把握を行いながら、変更することも含め、継続的な発出や、有効期間の延長について検討したい。

網谷会長：委員会指示の罰則について、有効期間が過ぎると、違反の実績がリセットされるか？

飯田副主幹：まずは、周知することを主眼として、有効期間を1年としている。ある程度周知がなされれば、マグロのように、期間の延長も考えたい。

網谷会長：遊漁者でもずる賢い人もいる可能性があり、遵守を求めるために、有効期間については2、3年などに延長していただきたい。

中村委員：先ほど、保護区域に入らないことを求める文言を委員会指示に入れられないとのことであったが、県漁業調整規則には、定置網の保護区域内での禁止行為が記されている。なぜ、入れられないのか？

飯田副主幹：県漁業調整規則でも、著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該定置漁業の魚道を遮断するような行為が禁止されており、対象が漁業を営むものとなっているためである。

中村委員：釣りをする行為も、魚道を遮断し、魚群を散逸する行為と思うが、どうか。

飯田副主幹：灯りを焚いて、魚を寄せ集めて釣るようであれば、該当するかもしれないが、単に釣りをする行為は該当しないと考えられる。

網谷会長：海区の委員会指示は、強制力が弱いものであり、仕方がない部分がある。

他に委員からの意見や質問等は無く、案のとおり委員会指示を発出する

ことが決議された。

(5) 富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程及び富山海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程の一部改正について（協議）

県水産漁港課の加藤主任から、資料5により、「富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程」及び「富山海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程」の一部改正について説明があった。

改正趣旨としては、国において、デジタル社会の実現に向け、国の法令等に基づくアナログ規制について点検・見直しが行われており、地方公共団体においても同様に取り組まれている。本県においても全庁で上記の見直しが行われているが、当委員会に係る規程について検討したところ、上記の2つの規程について該当があり、書面掲示規制があることから、改正を行うものである。

改正箇所としては、(1) 富山海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程については第4条第2項第2号の、意見の聴取の実施に係る公示の方法について、「委員会の事務所の掲示場における掲示」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」、具体的にはホームページへの掲載する方法へ改める。(2) 富山海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程についても、同じ記載が第4条第2項第2号にあり、公聴会の開催に係る公示の方法について、同様に改めるものである。資料に新旧対照表を記載している。施行期日は令和7年4月1日を予定している。

委員からの意見や質問等は無く、案のとおり各手続き規定を改正することが議決された。

(6) その他

前田事務局長から、第22期委員会の親睦会費の収支が報告され、了承された。網谷会長から、22期の委員会が今回で最後となることから、挨拶があった。県水産漁港課の前田課長（水産担当）から、委員の皆様にお礼の言葉があった。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月10日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____